特定施設入居者生活介護

○人員配置基準について

〔事例〕

・総利用者数が３０を超えない指定特定施設にあっては，常勤換算方法で１以上の看護職員の配置が必要とされているが，必要とされている看護職員の配置が確認できなかった。人員基準欠如に該当する。

〔事例〕

・特定施設入居者生活介護の指定を受けている養護老人ホームにおいて，特定施設入所者生活介護として配置している看護職員の数が人員基準を満たしていなかったため，人員基準欠如に該当した。

・特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホームにおいて，特定施設入居者生活介護として配置している生活相談員が常勤換算方法で１人以上配置されていなかった。

看護･介護職員の人員基準欠如については，

・人員基準上必要とされる員数から１割を超えて減少した場合は，その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで

・人員基準上必要とされる員数から１割の範囲内で減少した場合は，その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで（ただし，翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く）利用者等の全員について所定単位数の１００分の３０に相当する単位数を所定単位数から減算することとなりますので，御注意ください。

・養護老人ホーム又は軽費老人ホームが特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合，介護保険法の居宅サービスである特定施設入居者生活介護と，老人福祉法の老人福祉施設としての**人員基準をそれぞれ満たす必要があります。**

特定施設入居者生活介護の人員基準を満たしている場合でも，老人福祉施設として別に職員を配置しなければならない場合がありますので，それぞれの人員基準を御確認の上，適切な人員配置をされるようお願いします。

看護職員が特定施設入居者生活介護と養護老人ホームの業務を兼務している場合は，それぞれの事業所で勤務した時間のみを常勤換算の対象時間数としてください。

・特定施設入居者生活介護の指定を受けている事業所は，特定施設入居者生活介護の人員として，常勤換算方法で利用者の数が１００又はその端数を増すごとに 1 人以上生活相談員を配置する必要があります。また，1 人以上は常勤でなければなりません。

○重要事項説明書の説明・同意について

〔事例〕

・指定特定施設入居者生活介護事業者は，運営規程の概要，従業者の勤務の体制，利用料の額及びその改定の方法その他入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うこととされているが，重要事項説明書そのものを作成していなかった。（有料老人ホームの重要事項のみで説明を行っていた。）

・介護報酬改定等に伴い，利用料の変更が生じた場合，重要事項説明書を交付して説明を行う必要があるが，介護報酬改定に伴う利用料の変更について，重要事項説明書の説明を行っていなかった。

指定特定施設入居者生活介護事業は，有料老人ホームと利用料等で異なることから，重要事項説明書については，<u>有料老人ホームとは別に作成しなければなりません。</u>

また，重要事項説明書には利用料の額について，記載することとなっていることから，利用料の変更が生

じると，重要事項説明書の変更が必要ですので，変更部分の説明し，同意を得て交付してください。

○口腔衛生の管理

1　指定特定施設入居者生活介護事業者は，入所者の口腔の健康の保持を図り，自立した日常生活を営むことができるよう，口腔衛生の管理体制を整備し，各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければなりません。具体的には以下のことに留意する必要があります。

ア　当該施設において，歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士（以下「歯科医師等」）が，当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年２回以上行ってください。

イ　当該施設の従業者又は歯科医師等が入所者ごとに施設入所時及び月に１回程度の口腔の健康状態の評価を実施してください。

ウ　アの技術的助言及び指導に基づき，以下の事項を記載した口腔衛生管理計画を作成するとともに，必要に応じて定期的に見直してください。口腔衛生管理計画に相当する内容を施設サービス計画に記載する場合は，その記載をもって当該計画の作成に代えることができます。

・助言を行った歯科医師
・歯科医師からの助言の要点
・具体的方策
・当該施設における実施目標
・留意事項･特記事項

エ　医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に，介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導を行うに当たっては，歯科訪問診療の実施時間以外の時間帯に行ってください。当該施設と歯科医師等においては，実施事項等を文書で取り決めてください。

※なお，詳細についいては，「リハビリテーション・個別機能訓練，栄養，口腔の実施及び一体的取組について」（介護保険最新情報 Vol.１２１７・令和６年３月１５日）を御確認ください。

また，口腔衛生管理計画や口腔の健康状態の評価を実施する際の参考様式も使用する等，適切に実施してください。

※令和９年３月３１日までは努力義務です。

○衛生管理等

1　指定特定施設入居者生活介護事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等装置を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに，その結果について特定施設従業者に周知徹底を図ってください。

2　指定特定施設入居者生活介護事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備してください。

3　指定特定施設入居者生活介護事業者において，特定施設従業者に対し，感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年２回以上）に実施してください。

○協力医療機関等

1　指定特定施設入居者生活介護事業者は，利用者の急変に備えるため，あらかじめ，協力医療機関を定めておかなければなりません。

2　指定特定施設入居者生活介護事業者は，協力医療機関を定めるに当たっては，次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければなりません。

ア　利用者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を，常時確保していること。

イ　当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を，常時確保していること。

3　指定特定施設入居者生活介護事業者は，1年に1回以上，協力医療機関との間で，入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに，協力医療機関の名称等を当該指定特定施設入居者生活介護に係る指定を行った指定都市（旭川市）に届け出なければなりません。

4　指定特定施設入居者生活介護事業者は，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する第二種協定指定機関との間で，新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければなりません。

5　指定特定施設入居者生活介護事業者は，協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には，当該第二種協定指定医療機関との間で，新興感染症の発生時等の対応について協議しなければなりません。

6　指定特定施設入居者生活介護事業者は，利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に，当該利用者の病状が軽快し，退院が可能となった場合においては，再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければなりません。

※なお，届出の詳細については，旭川市のホームページを御確認ください。

（ＨＰリンク先）

https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/sinseitodokede/d079954.html

○介護について

〔事例〕

入浴が困難であった場合に，清拭の実施状況が不明であった。

自ら入浴が困難な利用者について，１週間に２回以上，適切な方法により，入浴させ，又は清拭しなければなりません。なお，健康上の理由等で入浴の困難な利用者については，清拭を実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとなります。そのため，入浴ではなく，清拭対応になった場合の記録も必ず残してください。

○特定施設サービスの計画について

〔事例〕

・特定施設サービス計画の作成する際，利用者の解決すべき課題が把握されていなかった。

上記の件について，特定施設サービス計画の作成に当たっては，適切な方法により，利用者について，その有する能力，その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし，利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければなりません。

・特定施設サービス計画を作成する際，計画作成日・利用者に対する同意日以降に，他の特定施設従業者との協議が行われていた事例があった。

上記の件について，計画作成の段階で，他の特定施設従業者と協議の上，サービスの目標及びその達成時期，サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案

を作成しなければならないとされていることから，他の特定施設従業者との協議は，同意日前に行い，意見を踏まえた上で，同計画を作成する必要があります。

○勤務形態一覧表の作成について

〔事例〕

・看護職員と個別機能訓練指導員を兼務している職員の勤務時間について，勤務形態一覧表に実態と異なる勤務時間を記載していた。

上記の件について，実態と異なる勤務形態一覧表（例えば，勤務形態一覧には，１日の時間数が管理者４時間，介護職員４時間となっているが，実際は管理者２時間勤務，介護職員６時間勤務だった等）が作成されていた事例がありました。実態に即した勤務形態一覧表を作成してください。

勤務形態一覧表は，特定施設従事者の日々の勤務時間，常勤・非常勤の別，管理者との兼務関係，機能訓練指導員との兼務関係，計画作成担当者との兼務関係等を明確にする必要があります。

また，変更届出の際にしか勤務形態一覧を作成していない，という事例も確認されましたので，旭川市への提出の有無に限らず，上記の事項を記載した勤務形態一覧表を作成してください。

○掲示について

〔事例〕

・指定特定施設入居者生活介護事業所は，運営規程の概要，特定施設従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するか，それらの事項を記載した書面をいつでも自由に閲覧できる（以下「掲示等」とします。）ようにしなければならないが，掲示等が確認できなかった。

上記の件について，掲示等を行うようにしてください。

○非常災害対策の対応ついて

〔事例〕

・非常災害に関する具体的計画を立てていなかった。

消防計画及び風水害，地震等の災害に対処するための計画を策定してください。

・定期的に避難，救出その他必要な訓練を行っていなかった。

消防計画等に基づく避難，救出訓練及び消火訓練を年２回以上行い，その記録を整備してください。また，訓練のうち１回は夜間又は夜間想定訓練としてください。

○利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

１　指定特定施設入居者生活介護事業者は，当該特定施設における業務の効率化，介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため，当該特定施設における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的に開催しなければなりません。

※令和９年３月３１日までは努力義務とします。

○個別機能訓練加算

〔事例〕

・個別機能訓練加算を算定する際の個別機能訓練を行う場合は，開始時及び３か月毎に１回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し，その旨記録することとされているが，その記録が確認できなかった。

・個別機能訓練加算の算定をする際，利用者毎の個別機能訓練計画に基づき，計画的に行った機能訓練を行った際に算定することとなるが，個別機能訓練計画書には，集団訓練・個人訓練がそれぞれ計画されていたが，個別訓練の実施状況は確認できなかった。

・開始時及び３か月毎に１回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し，その旨記録すること ・利用者毎の個別機能訓練計画に基づき，計画的に行った機能訓練を行った際に算定すること は，算定要件となっていることから，記録の整備を確実に行ってください。確認できなかった場合については，場合によっては過誤調整になることもありますので，御注意ください。

〔事例〕

・個別機能訓練加算の人員要件である常勤専従の機能訓練指導員が配置されていなかった。

・個別機能訓練加算を算定するに場合は，常勤専従の機能訓練指導員を１人以上配置する必要があります。 人員要件を満たすことが確認出来なければ，場合によっては過誤調整による返還となることがありますので，十分御注意ください。

○夜間看護体制加算

夜間の看護職員の体制を強化し，医療的ケアを要する者の積極的な受入を促進する観点から，「夜勤又は宿直の看護職員の配置」を行う場合について評価する新たな区分が設けられました。

１　下記に定める基準に適合しているものとして，届出を行った特定施設が，利用者に対して，指定特定施設入所者生活介護を行った場合は，当該加算を算定できる。

イ　夜間看護体制加算（１）

⑴　常勤の看護師を１名以上配置し，看護に係る責任者を定めていること。

⑵　当該加算を算定する期間において，夜勤又は宿直を行い看護職員の数が１名以上であって，かつ，必要に応じて健康上の管理棟を行う体制を確保していること。

⑶　重度化した場合における対応に係る指針を定め，入居の際に，利用者又はその家族等に対して，当該指針の内容を説明し，同意を得ていること。

ロ　夜間看護体制加算（２）

⑴　イ⑴及び⑶に該当するものであること。

⑵　看護職員により，又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により，利用者に対して，２４時間連絡できる体制を確保し，かつ，必要に応じて健康上の管理棟を行う体制を確保していること。

〔事例〕

・夜間看護体制加算を算定する際，重度化した場合における対応に係わる指針を定め入居の際に，利用者又は家族等に対して，当該指針の内容を説明し同意を得ていることが必要であるが，確認出来なかった。

上記については，算定要件の一つとなっていることから，重度化した場合における対応に係わる指針について入居の際に，同意を得てください。また，その旨確認できる記録の整備を確実に行ってください。確認できなかった場合については，場合によっては過誤調整になることもありますので，御注意ください。

○サービス提供体制強化加算

〔事例〕

・当該加算の算定に当たり，毎年度４月から２月までの介護職員等の常勤換算数の平均を算出し，体制要件を満たすことを確認していなかった。

・当該加算の算定要件である職員の割合は，毎年度４月から２月までの介護職員等の常勤換算数の平均を用いて要件を満たすことを確認し，算出資料は必ず保管してください。

○高齢者施設等感染対策向上加算

１　下記に定める基準に適合しているものとして，届出を行った指定特定施設が，入所者に対して指定特定施設入居者生活介護を行った場合は，当該加算を算定できる。

イ　高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）　次のいずれにも適合すること。

⑴　第二種協定指定医療機関との間で，新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。

⑵　協力医療期間等との間で，感染症（新興感染症を除く。）の発生時等の対応を取り決めるとともに，感染症の発生時等に協力医療期間等と連携し適切に対応していること。

⑶　感染症対策向上加算または外来感染症対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修または訓練に１年に１回以上参加していること。

ロ　高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）

⑴　感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から，３年に１回以上，施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていること。

2　令和６年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ

○　高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）について

問 128　高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）について、診療報酬の感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が実施する院内感染対策に関するカンファレンス及び訓練や職員向けに実施する院内感染対策に関する研修、地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンス及び訓練とは具体的にどのようなものであるか。 　また、これらのカンファレンス等はリアルタイムでの画像を介したコミュニケーション（ビデオ通話）が可能な機器を用いて参加することでもよいか。

（答）

・　高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）の対象となる研修、訓練及びカンファレンスは以下の通りである。

・　感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算の届出を行った医療機関において、感染制御チーム（外来感染対策向上加算にあっては、院内感染管理者。）により、職員を対象として、定期的に行う研修

・　感染対策向上加算１に係る届出を行った保険医療機関が、保健所及び地域の医師会と連携し、感染対策向上加算２又は３に係る届出を行った保険医療機関と合同で、定期的に行う院内感染対策に関するカンファレンスや新興感染症の発生時等を想定した訓練

・　地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスや新興感染症の発生時等を想定した訓練

・　感染対策向上加算１に係る届出を行った医療機関が主催するカンファレンスについては、その内容として、薬剤耐性菌等の分離状況や抗菌薬の使用状況などの情報の共有及び意見交換を行う場合もあるため、カンファレンスの内容として、高齢者施設等における感染対策に資するものであることを事前に確認の上、参加すること。

・　また、これらのカンファレンス等については、リアルタイムでの画像を介したコミュニケーション（ビデオ通話）が可能な機器を用いて参加しても差し支えない。

○　高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）について

問 132　高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）について、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が行う実地指導の具体的な内容について示されたい。

（答）

実地指導の内容について限定するものではないが、以下のものが挙げられる。

・施設等の感染対策の現状の把握、確認（施設等の建物内の巡回等）

・施設等の感染対策状況に関する助言・質疑応答

・個人防護具の着脱方法の実演、演習、指導等

・感染疑い等が発生した場合の施設等での対応方法（ゾーニング等）に関する説明、助言及び質疑応答

・その他、施設等のニーズに応じた内容

単に、施設等において机上の研修のみを行う場合には算定できない。

○利用料等の受領，健康管理，衛生管理等について

〔事例〕

・一部の利用者に対し，感染対策で使用する使い捨てグローブの費用を負担させていた。

・一部の利用者に対し，訪問看護を利用した際の費用を利用者に負担させていたことが確認された。

特定施設入居者生活介護事業者は，感染症の発生及び感染症のまん延をしないように，必要な措置を講じることとなっていることから，感染対策で使用する使い捨てグローブは，事業所で用意しなければならないものであり，利用者に負担させることは不適切です。 また，特定施設の看護職員は，常に利用者の健康状況に注意するとともに，健康保持のための適切な措置を講じなければならないとされていることから，原則として，健康管理等の業務を特定施設で行わなければならないことから，訪問看護を利用した際の費用を，利用者に負担させることは不適切です。（ただし，特定施設入居者生活介護の提供に必要がある場合に，当該事業所の費用負担により，その利用者に対して他の居宅サービスを利用させることは差し支えありません。）

担当　旭川市福祉保険部　指導監査課　介護担当

TEL:０１６６－２５－９８４９

E-mail:shido-kaigo@city.asahikawa.lg.jp